



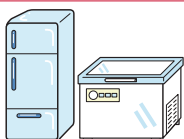
村で処理できないもの

家電4品目について

「家電リサイクル法」により、メーカーなどが回収・リサイクルします。



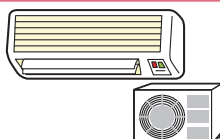
●テレビ
(ブラウン管・液晶・プラズマ)



●冷蔵庫・冷凍庫



●洗濯機・衣類乾燥機



●エアコン・室外機

上記品目の処分方法

①以前購入した販売店や、買い換えをする販売店に引き取りを依頼する

必要な費用 = **リサイクル料金** + **収集運搬料金(販売店の定める料金)**

※販売店は、過去に自己の店で販売した対象家電の引き取りを依頼された場合、これを引き取る義務があります。

②自分で指定引取場所に持ち込む

必要な費用 = **リサイクル料金**

(1)処分する家電のメーカー名を確認する。

※テレビの場合は画面サイズを、冷蔵庫・冷凍庫の場合は全定格内容積を確認する。

(2)郵便局で家電リサイクル券に必要事項を記入し、リサイクル料金を振り込む。(別途手数料が必要です)

※家電リサイクル券「料金郵便局払込方式」は、郵便局に備え付けられています。

(3)指定引取場所に家電リサイクル券を持参し、家電を引き渡す。

指定引取場所

(最寄りの引取場所)

会社名	住所	電話番号
東海西濃運輸株式会社名古屋営業所	名古屋市中川区上高畑1-178	052-353-2261
岡山県貨物運送株式会社名古屋営業所	東海市新宝町507番地39	052-825-3031

※営業日については上記の電話番号にお問合せください。

③収集運搬業許可業者に依頼する

必要な費用 = **リサイクル料金** + **収集運搬料金(販売店の定める料金)**

(1)処分する家電のメーカー名を確認する。

※テレビの場合は画面サイズを、冷蔵庫・冷凍庫の場合は全定格内容積を確認する。

(2)郵便局で家電リサイクル券に必要事項を記入し、リサイクル料金を振り込む。(別途手数料が必要です)

※家電リサイクル券「料金郵便局払込方式」は、郵便局に備え付けられています。

(3)収集運搬業許可業者に連絡し、家電リサイクル券と収集運搬料金を支払い家電を渡す。

(4)収集運搬業許可業者が指定引取場所まで運搬する。

家電リサイクル法に関するお問合せ先

一般財団法人 家電製品協会

家電リサイクル券センター

ホームページ <http://www.rkc.aeha.or.jp/>

家電4品目の処分にあたっての
情報や受付窓口、リサイクル料
金が掲載されています。

TEL 0120-319640

FAX 03-3903-7551

受付 月～土(祝日除く) 9時～18時

① エアコン、テレビ、
冷蔵庫、冷凍庫、
洗濯機、衣類乾燥機
(家電リサイクル法)



② ペンキ・
オイル等の
油類および
その容器



③ バッテリー等の
有害危険物



④ 廃タイヤ



⑤ エンジン付きの
バイク類



⑥ 農業用廃プラスチック類、
耕運機、
田植機等の
機械



⑦ ガスボンベ等の
危険物



⑧ 家の取り壊した
木材、瓦、断熱材、
コンクリート、
残土等



⑨ 発泡スチロール等
事業活動に伴って
排出される廃棄物



⑩ 薬品および
その容器
(医薬品を除く)



⑪ 焼却灰
(ダイオキシン類
対策特別措置法)



⑫ 消火器



※これらのごみは、村や海部地区環境事務組合では処理できません。販売店での引き取りか、専門の処理業者へご相談ください。